病院内での撮影や録音の禁止について

JCHO千葉病院では、患者様や職員の個人情報やプライバシーを保護するため、病院の施設及び敷地内で写真・動画撮影 (携帯電話やスマートフォン等による撮影を含む)及び録音は、次の場合を除き、原則禁止とします。また、許可を得て撮影や録音したものでも、無断でSNSなどインターネット上に公開することはお断りします。

なお、診療記録(診療録、レントゲン等)に関しては診療情報の開示の手続き(有料)が必要となります。

1. 許可する場合

- 1)病院職員による、診療目的・業務上の理由などでの撮影または録音。
- 2) 商業目的などで撮影又は録音する際、事前に当院の許可を得ている場合。
- 3) その他、当院の許可を事前に得ている場合。
- ※主治医及び関係する所属部署の医(課)長以上が認めた場合に限る。

■撮影および録音に関しての注意事項

- ・撮影時に意図せず、他の患者様等が写り込む場合があります。誤解を招かぬよう撮 影方向など十分注意して下さい。
- ※ 許可を得て撮影したものでも、他の患者様や職員が写り込んだ画像の無断使用 は固くお断りします。
- ・他の患者様等からクレームがあり、撮影及び録音が判明した場合、フィルムやデータの消去をお願いすることがあります。
- ・撮影した写真等をSNSなどのインターネット上で公開し問題が発生した場合、投稿者の責任であり、当院は一切の責任を負いません。
- 2. 事前申請の方法 申請書に必要事項を記入の上、総務企画課まで申し出てください。
- 3. 担当窓口 総務企画課(総務) 電話 043-261-2211(代表)

撮影·録音許可申請書

年 月 日

(申請先) J C H O 千葉病院 院長 あて

> (申請者) 氏 名: 住 所:

> > 電話番号:

次のとおり、撮影及び録音を行うことについて申請します。

希望日時		年	月	日	()	
	時	分	\sim	時	分 ※分かる範囲	
撮影及び録音場所						
利用目的·内容						
(なるべく詳しく)						

撮影及び録音に関しての注意事項

- 撮影時に意図せず、他の患者様等が写り込む場合があります。誤解を招かぬよう撮影方向など十分注意して下さい。
- ※ 許可を得て撮影したものでも、他の患者様や職員が写り込んだ画像の無断使用は固くお断りします。
- 他の患者様等からクレームがあり、撮影及び録音が判明した場合、フィルムやデータの消去をお願いすることがあります。
- 撮影した写真等をSNSなどのインターネット上で公開し問題が発生した場合、投稿者の責任であり、当院は一切の責任を負いません。
- 診療記録(診療録、レントゲン等)に関しては診療情報の開示の手続き(有料となります)となるため、医事課まで申し出て下さい。

この申請書の提出先=総務企画課(総務) Fax 043-261-0092